

増上寺徳川家靈廟の風景(15)

― 幻の勅額門 ―

1 有徳院殿への勅額について

『増上寺徳川家靈廟の風景(9)』の中で、私はもっぱら『徳川御実紀』の史料を元に「吉宗以降將軍は増上寺、寛永寺の以前の將軍靈廟へ相殿となりますので、「勅額門」が建てられることも、「勅額」が下賜されることでもあります。」と書いていました。実際に「勅額」の下賜も「勅額門」の造営もなされなかったのですが、これは必ずしも吉宗が靈廟の新規造営を禁止したことによるものではなかったようです。

少し話の筋を追ってみます。吉宗が新規靈廟の造営を禁止したことの発端は、享保五年三月二十七日に通町、中橋あたりから出火した火災により東叡山車坂下の僧院に延焼し、大猷院靈廟が消失したことによりです。

大猷院廟焼失後、大猷院の靈牌は嚴有院廟に合祀されます。この時寛永寺、増上寺に出されたのが「御靈屋ニ付被仰渡覚」(『増上寺史料集第一巻』)で、『有徳院御実紀』にはそのことも含めて次のように記録されています。

○(七月)三日日門に戸田山城守忠眞御使して。仰つかはさるるは。先代の靈廟。御世數も重れば。次第に御廟數多くなりゆくを。ことごとく建らるべきにあらざれば。今より後。いさゝか修理加ふるは各別。構造をばとどめられ。御廟數減ぜらるべし。靈牌所もいふまでもなくこれに准ぜらる。されば此度 大猷院殿の靈廟災にかゝりしかば。再び營造あるまじきにより。靈位は 嚴有院殿の廟に移し入らるべし。又供料はさきのごとく寄附せらるべければ。よろしく勤行あるべし。よて御みづからも百歳の後は。新廟の設はさらにもいはず。供料。御法會にいたるまで。ことに省かるべし。この事かねて法親王にも聞しめし置くべしとなり。又増上寺をめして。同じ御旨を仰下さる。

この吉宗の仰せ渡しが伏線にあり、吉宗薨去後の寛延四年六月二十七日に

四六九 寛延四未年六月

大御所様御靈屋之儀、享保五年 大御所様思召被 仰出候趣ニ付、此度 東叡山 御靈屋御造立ニ不及、 常憲院様 御靈屋御相殿ニ、 御靈牌

御安置候様被 仰出候、 御寶塔之儀は、 御代々之御格之通御造立可有之候、 右之通、被 仰出候間、無急度、寄々可被達候、 (『御触書宝曆集成』)

という御触書が出されます。この方針に従い、位牌は常憲院仏殿に合祀され、奥院宝塔と拝殿のみが造営されることになりました。

ところが京都側の記録を見てみますと、幕府は朝廷に桜園天皇の宸筆による勅額の下賜を求めていることが分かります。

その辺の事情を武家伝奏広橋兼胤(1715 ~ 1781)の『広橋兼胤公武御用日記』(大日本近世史料)から追ってみたいと思います。

有徳院徳川吉宗の薨去が正式に朝廷に伝えられたのは、三日後の寛延四年六月廿三日のことになります。京都所司代の松平豊後守資訓が老中からの報告を伝えてきました。

この日広橋兼胤はまず摂政一条道香邸に報告に行き、ついで参内して議奏葉室中納言頼要に付いて天皇に奏上しています。朝廷では、幕府から追って奏請の有る「贈官位院号・贈經之 勅使等之事」について「今度之儀正徳六年有章院薨去之節之通、諸事可有御沙汰」つもりなので、その様に京都所司代に伝えるよう広橋兼胤に命じています。京都所司代の松平資訓は二十六日老中からの通達として

一豊後守より附出羽守書付到来、御贈官位・御院号等諸事、正徳六年之通 禁中御取計有之様ニとの事、御贈經之 勅使・女院使添参 向之事、并封諸家贈經之使者先格之通差下候事、老中より申越之由、且關東より先格被仰越候奉書ハ、近リ御書院番組之者兩人持参次第可相達候、

(『広橋兼胤公武御用日記』)

『惇信院殿御実紀』の六月廿二日の記録にはこの事情の通り、小姓組遠藤内匠常住、書院番酒井與左衛門光昌が、御諡、御贈位の使として京都に派遣されたことが記録されています。

正徳六年に有章院が薨去した際の様に諸事沙汰するとされた先例は、徳川吉宗が既に將軍職を家重に譲っていたことから、同じく將軍職を家光に譲った後で薨去した台徳院秀忠の先例に倣うことで進められることとなります。

○閏六月廿九日

勅使轉法輪前内大臣實顯公。 女院使正親町參議中將實連卿。 宣命使高

辻少納言家長東叡山に參堂して。少納言家長宣命をよみあげ。御贈位御贈官ありて。有徳院殿と贈り奉られ。主上。女院をはじめ。御かたぐの御贈經。御納經をさげ奉る。 (『惇信院殿御実紀』)

諡号としては「有徳」、「文靖」が用意され「有徳」が選ばれます。「有徳」の典拠は広橋兼胤によれば「毛詩曰、有孝有徳以引以翼豈弟君子四方爲則」とされ、前例には無いことですが、松平豊後守の心得の爲典拠を伝えることにしたと記しています。毛詩は『詩経』のことで、調べてみると「大雅生民之什 卷阿」に記載されています。

高田眞治氏の『詩経下』(漢詩大系2) から釈文を掲げておきます。

有憑有翼 有孝有徳 憑有り翼有り 考有り徳有り

賦である。依り頼るべき才能基量ある者が有り、よく君を補佐する者が有り、親に孝有る者が有り、善行の徳ある者が有る。

以引以翼 以て引き以て翼く

これらの賢臣が、先に立って導き、公の足らぬ所を助ける。

豈弟君子 四方爲則 豈弟の君子 四方則と爲す

かくの如く賢臣を得れば、豈弟の君子たる王の徳は、ますます修まって、四方の人は、皆これを仰ぎ尊んで法則として従う。

有徳院の法要が無事執り行われたことを承けて、高家の長澤壹岐守資祐を御札の使いとして京へ派遣しますが、『惇信院殿御実紀』の記述は極めて淡泊なものです。

○七月三十日 高家長澤壹岐守資祐 有徳院殿御院號御贈官位の謝使命ぜられて暇たまはる。一條太閤兼香公所勞のよし聞えければ。駅を傳へて御尋問あり。

○九月八日 高家長澤壹岐守資祐京より歸り謁す

しかし、この長澤壹岐守資祐を勅使、女院使派遣の御札使として派遣する機会を捉えて幕府は有徳院仏殿への「勅額下賜」の奏請を行っています。八月十六日広橋兼胤は

一有徳院殿院号・贈官位爲御札使、長澤壹岐守被指登候、禁裏・女

院江御使相勤之由、豊後守より以書状申越、壹岐守よりも上京之届有之、兼胤は松平豊後守資訓からの御札使の派遣の書状、それに長澤壹岐守資祐の上京の届けを記録した後に

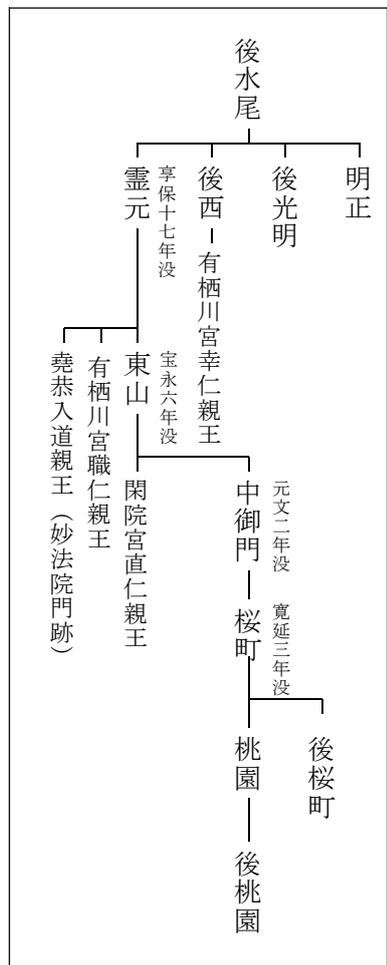
一有徳院殿佛殿 勅額之事願思召之由、豊後守方江之老中奉書、指越之、と記して、老中から有徳院仏殿へ勅額を下賜されたい旨の老中奉書が京都所司代に下されたことを記録しています。 (『広橋兼胤公武御用日記』)

この日武家伝奏の広橋兼胤と柳原光綱は撰政一條道香と内談し、当時静養中でもあるので、出仕まで返答を延引することを申し合せています。この旨は翌日禁裏付の田中出羽守勝芳を通じて松平豊後守資訓に伝えられた承を得ています。

少しくどい書き方になっていますが、実は幕府から老中奉書を以て有徳院仏殿へ桃園天皇の宸筆の下賜を奏請したのに対して、朝廷側が即答できなかったのには、当時の天皇家のお家の事情がありました。その辺りを書いておきます。

桃園天皇(1741 ~ 1762)は寛保元年二月に誕生し、延享四年五月に桜町天皇(1720 ~ 1750)の後を承けて七歳で天皇となります。延享五年は寛延元年です。吉宗の亡くなった年にはまだ十歳です。勅額は必ずしも天皇によって筆を染められる必要は無く、時に応じて上皇、法皇が筆を執っています。例えば常憲院廟では東山上皇、文昭院廟、有章院廟には靈元法皇の宸筆による勅額が下賜されています。

後水尾天皇や靈元天皇は幕府との駆け引きを繰り返しながら上皇、法皇と



して長く朝廷に力を振るいますが、桃園天皇の父桜町天皇は譲位した後早々に薨去してしまします。表に示したように、幕府が有徳院仏殿に勅額の下賜を求めたときに既に上皇、法皇の位に座る人は誰もいませんでした。つまり勅額の宸筆を染めることができるのは桃園天皇だけということになります。しかしこの時点で天皇は未だ十歳で、入木道といわれる書道の伝授を受けていませんでした。

一有徳院殿御佛殿 勅額之事、被相願候得共、御未傳受候、追而「御傳受之上被染 宸翰可被遣候由被 仰出之由、東久世三位被申渡、老中奉書返給了、攝政殿被命、御傳受ハ凡六七年も過候而之儀ニ而可有之候由也、
(『広橋兼胤公武御用日記』)

結局九月二四日に主上が将来入木道の伝授を受けた上で宸筆を下賜出来るだろうという返答を幕府宛てに申し渡し、老中奉書を返却しています。

この事があつてか『桃園天皇実録』の宝暦四月二十九日の項は「入木道御師範妙法院宮堯恭親王、御手本ヲ上ル、又親王御清書ヲ拜見仰セ附ケラル、後、數此ノ事アリ」として「御湯殿上日記」の記録を上げ、堯恭親王から手本を受け取った後、御清書を五月九日、十四日、六月二日、晦日に妙法院へ届けていることが記録されています。

2 惇信院殿への勅額について

有徳院靈廟への勅額下賜の奏請は、桃園天皇が入木道未伝授のために取り下げられますが、それから十年後の宝暦十一年に將軍徳川家重が逝去した後に再燃します。

幕府への贈官・贈位の手続きが終わり、『尚書』の「惟食喪祭、惇信明義、崇徳報功、垂拱而天下治、」から惇信院と諡されます。

池田未利氏の『尚書』(全釈漢文大系11)からこの部分の積文を掲げておきます。

食・喪・祭とを重んじ信を惇くし義を明め、徳を崇び功に報ゆ。垂拱して天下治まる。

その食料(＝生活)・喪葬・祭祀とを重んじ、(民をして)威信をあつくして正義を勉め、善を積んで(官につけ)功に報い(て賞を与え)た。(その結果、衣装を)垂れて(手を)こまねいて(いるだけで無為にして)天

下は治まった。

靈位は当初は文昭院殿に合祀されることが予定されていましたが、実際には有章院殿に合祀される事になります。

ここで幕府から惇信院仏殿への勅額の下賜、併せて保留となっていた有徳院仏殿への勅額下賜についての申し入れがあります。

宝暦十一年九月十九日

(徳川吉宗)

惇信院佛殿 勅額、如先格可被願候、夫ニ付、有徳院佛殿 勅額、先達而被相願之処、未御傳受依不被爲濟、不被進候、最早御傳受も相濟、被願候ハ、可被染 宸翰哉、さ候ハ、有徳院佛殿 勅額も一所ニ被願御差支有之間敷哉、聞合申越候様年寄共より申越ニ付示之由、演達、且心覺之書付渡之、在一條往來、

兩人書付落手、未御傳受不被濟候、尚以書付可及返答示了、

(『広橋兼胤公武御用日記』)

幕府では桃園天皇の入木道伝授は既に済んでいるとの認識でしたが、この時には未だ伝授は行われていませんでした。

これに対して朝廷では、入木道の伝授が済めば、惇信院・有徳院両仏殿への勅額の下賜申請があれば認められるであろうと答えています。

後は桃園天皇への入木道伝授が何時行われるかにかかっています。

所司代からの問い合わせが有つてか、十一月五日には、兼胤は関白近衛内前へ申し入れを行っています。

一、主上御筆額御傳受之比之儀尋之趣、殿下江申入之処此儀妙法院宮江内

(近衛内前)

(堯恭入道親王)

と被談可被仰聞候、併御神事過ならてハ相知れ間敷之段、被命、

(『広橋兼胤公武御用日記』)

として確答は得られません。その後十二月朔日の所司代阿部伊豫守正右への書簡の中で

(近衛内前)

(堯恭入道親王)

關白殿江内と及相談、御師範之儀ニ候間、妙法院宮江相尋候処、來年二月御傳受之儀可被申上内と被存候由ニ候、此趣を以宜御申達有之候様ニと存候事、

(『広橋兼胤公武御用日記』)

と初めて具体的な日付を挙げて返答しています。

そして年が明けて宝暦十二年二月四日に、妙法院門跡堯恭法親王によって
桃園天皇に入木道伝授が行われます。

宝暦十二年二月四日

(堯恭入道親王)

一、入木道御傳受有之、巳剋、妙法院宮被申上、今朝兩人組合献御着了、賀申、
於便所賜祝酒

(若松盛貞女)

(頼要)

一、以周防賜御肴、葉室大納言被傳之、入夜兩人・議奏各賜之、參 内、申御礼
了、

(二條舎子、青綺門院)

(一條富子)

(職仁親王)

一、御傳授之御悦 女院・親王・准后申上、無献上物、妙門・有栖川宮
江參入、賀詞申入了

(英仁親王)

五日、

一、入木道御傳受被爲濟ニ付、有徳院・惇信院佛殿 勅額被染 宸翰候様

被相願御差支無之哉、内々同役被召 御前之序被窺之处、被相願候ハ

(同)

被染 宸翰可被下候由仰ニ付、明日右之趣伊豫守江以書付可申遣之段、

兼胤詣關白殿申入了、翌六日伊豫守へ申達、書付在二條往來、

(『広橋兼胤公武御用日記』)

桃園天皇の入木道伝授の流れは、後でもう一度振り返ってみますが、これ
でやつと、有徳院、惇信院仏殿への勅額下賜の舞台が出来上がったことにな
ります。幕府は有徳院、惇信院仏殿への勅額下賜を願ひ出、その願ひが聞き
届けられたことを謝する老中奉書を送っています。

三月廿一日

一、議奏衆御用被申送、

有徳院・惇信院兩仏殿 勅額之願申來、被染 宸翰可被下被 仰出之事、

閏四月十五日

一、有徳院・惇信院仏殿 勅額可被染 宸翰被 仰出被忝存之由老中奉書ニ

(阿部正右)

通、伊豫守充、附同卿言上了、

(『広橋兼胤公武御用日記』)

しかし歴史は時に不可解な動きをします。すべての舞台が設えられた後で、
勅額の染筆を行うこと無く、桃園天皇は七月十二日に突然逝去されてしま
います。

3 入木道について

「入木とは、手かく事を申す。この道こそは、なに事よりもつたふべけれ。」
とは、藤原伊行が(1139～1175)息女のために入木道の秘伝を書き記した『夜
鶴庭訓抄』の言葉です。書流について書かれた物は、小松茂美氏の大著『日
本書流全史』をはじめ、いくつもの著作がありますが、入木道について纏ま
った著作は新井栄蔵氏の『「書」の秘伝―入木道の古典を読む』以外には無
いように思われます。新井栄蔵氏は曼珠院の入木道伝授資料の発掘を行い、
その後解析と紹介に努めてこられました。その氏をして本書の最初の章に
付けられた言葉は入木道―かくも不可解なるもの―でした。

その後図録『宮廷の雅―有栖川宮家から高松宮家へ』の中で田中満氏が
『有栖川流書道―宸翰之美流』と称された書流『中村健太郎氏『入木道
の御所伝授―有栖川流書道の秘伝と内容』という論考が発表されていますが、
あくまでも有栖川書流を中心に書かれた物です。従ってここでは本稿の流れ
に即して、御所内での入木道伝授について見ていくことにします。

幕府は天皇に学問と和歌の修学を求めました。同時に朝廷儀礼の復古を求
める後水尾天皇、靈元天皇は古記録、古典籍の収集に努めやがて東山御文庫
の収蔵品として伝承されて行くことになりました。

書風の伝授に関しても、能書家といわれた後水尾天皇、靈元天皇により書
流の秘伝が整理され皇室内に伝授されていきます。

新井栄蔵氏は前掲書の中で「元来、書く営みの知恵を集約した入木道と、
詠む営みの知恵を集約した歌道とは、近世まで約一千年にわたって、日本人
の文化的教養の中核をなす両軸だったのです」として書流の系譜と、入木道
伝授の系譜の重なりを指摘されています。

桃園天皇は妙法院門跡である堯恭法親王により入木道の手ほどきを受けて
いましたが、同時に有栖川宮職仁親王によって古今伝授の習練も受けていま
す。この有栖川宮職仁親王と堯恭法親王は靈元天皇の皇子であり、この有栖
川宮職仁親王によって有栖川流という流派が伝えられています。

桜町天皇の入木道伝授までの流れを少し整理してみることになります。
『桜町天皇実紀』の宝暦七年十一月十九日の「能書方御傳授アリ、妙法
院宮一品堯恭親王、之ヲ授ケ奉ル」の項に堯恭親王の経歴に関する記述が
あります。『妙法院門跡傳』の記事として

三摩地院宮一品

入道堯恭親王

寶暦三年十一月一日、卅七歳、従有栖川宮一品職仁親王入木道傳授

これによれば堯恭親王は、有栖川宮職仁親王から寶曆三年十一月一日に入木道の伝授を承けています。次いで先に書いた様に、宝曆四月二十九日には桃園天皇へ入木道師範としてお手本を差し上げています。

宝曆五年十月十三日の『御湯殿上日記』（東山御文庫所蔵）には、

妙法院宮御参り御小ざしきにて御たいめん成、御手ならひ御けいこあそ
ばさるゝ
（『桃園天皇実紀』）

とあり、本格的な習練が続けられていることが分かります。

そして宝曆七年十一月十九日に堯恭親王から「能書方」伝授を受けることになりす。『広橋兼胤公武御用日記』には

一、主上今日能書方御伝授、妙法院宮被申上了、
（入道堯恭親王）
（桃園天皇）

と記録されています。能書方伝授に関しては後で述べることにします。

宝曆十年二月十九日の『桃園天皇実紀』には「古今和歌集ノ御傳授アリ、有栖川宮職仁親王、之ヲ授ケ奉ル」とあり、入木道伝授を受ける前に有栖川宮職仁親王から古今伝授を受けていたことが分かります。

この後宝曆十二年二月四日に堯恭親王から入木道伝授を受けたことは前に書いた通りです。

時代で変遷は有るのでありますが、入木道は能書方と七ヶ條灌頂の二伝をもって皆伝とされていたと言われています。

詳しいことは省きますが中村健太郎氏によれば「全部で七箇条からなり、この伝授が入木道伝受の最高位のものである。」とし、以下の七つの項目を掲げています。（前掲書）

- ・ 悠記主基御屏風書様事
- ・ 賢聖障手銘
- ・ 年中行事障子ノ書様事
- ・ 勅額之事
- ・ 太上天皇尊号辞表ノ書様之事
- ・ 錦御旗之事
- ・ 武家之御旗之事

この中の「勅額之事」が今回の桜町天皇の入木道未伝授の故の、勅額下賜を妨げる大きな部分になっていきました。

4 勅額のこと

今度は新井栄蔵氏の『「書」の秘伝―入木道の古典を読む』から「勅額」に関する部分を見てみます。

「曼殊院蔵入木道資料」のうちの覚恕筆本写「入木道灌頂七ヶ大事」によると、次のように言います。

一 勅額之事

右ツクリ字也。タトヘバ如此。此内へ以勅筆、墨ヲ入ラル、者也。サテ、返給テ、皆、スミヲ入ル時、勅筆ニテ入ラレタル墨ニ、コナタノ筆ヲイサ、カモカケヌ様ニ、スミヲ入ル也。額ノ裏書ヲセヌナリ。私ノ分ニ書タル額ニハ、ウラニ名字以下ヲ書ク也。勅額ニハ、年号月日等斗也

「勅額」とは、必ずしも、勅筆で書いた額ではなくて、宮中の担当者が作り字―文字の輪郭だけ書いて字形を指示したもの―を書き、天皇はその作り字の輪郭の中に墨―おそらくは墨点―を入れて下げ渡します。そして担当者が全体に墨を入れて、塗り潰して仕上げたようです。

つまり、天皇は能書人によってあらかじめ作られた文字の輪郭線の内側に一点、墨を入れます。これに能書人が天皇の入れた墨に掛からないように塗りつぶし完成させます。これが「勅額」の実像ということになります。

しかしこれでは今ひとつ勅額の全体像が見えてきません。色々調べて見ましたが、「勅額」に関して纏まった情報を与えてくれるのは、昭和十四年に宮内省の職員であった佐野恵作氏が著した『皇室と寺院』だけです。

佐野氏は「御宸筆と御代」の項で

勅額は必ずしも御宸筆とは限つてゐないやうである。勿論御歴代中、能筆の譽高く在した嵯峨天皇、花園天皇、後陽成天皇は共に其の最技、も勝れさせ給うたのでその勅額は必ずや御宸筆であらうと御想像申上ることが出来る。

然し御宸筆のことなくして、先づ能筆の臣下に内命を下して之を書かじめ、偕て之を覧遊ばされて後、御下賜になる例が多いやうである。（中略）ところが又右の御代筆のうち額字の一所に御自ら御墨を點せられたのもある。これを勅額の「御墨入れ」と申して澤山の實例がある。

これは東園基長卿記の寛永七年八月九日の條にも見えてゐるし、甘露寺親長卿記の文明八年二月廿六日の條にも見えてゐる。

之を要するに勅額は、

- (一) 御宸筆になるもの
 - (二) 御代筆になるもの
 - (三) 御代筆のうち御墨入れ遊ばされしもの
- の三様があるのである。

と述べています。ここで『親長卿記』の例は、文明八年二月(一四七六年)に後土御門天皇が多武峰へ勅額を下賜した事例で、前宰相の世尊寺行康が下書きを作り、天皇が「如例被付御墨」で、「號勅額」したという物で(三)に当たります。

しかし全てが代筆で良ければ桃園天皇が入木道未伝授という理由で、幕府に勅額下賜の延期を求めた理由が立ちません。ここでは、佐野恵作氏が「勅額書法の御傳授のあと伺へるし、下賜の事情も察知出来る」とされる元禄十一年の寛永寺根本中堂「瑠璃殿」への勅額下賜の事例を見てみたいと思います。

右大臣の近衛基熙(1648 ~ 1722)の記録『基熙公記』によれば武家傳奏の柳原資廉と正親町公通から、幕府が寛永寺根本中堂への勅額下賜の申し入れをしてきたと伝えられたのは六月二十八日の事です。期限は八月末。基熙は早速額の大きさを関東へ問い合わせるように指示しています。

七月二日傳奏よりもたらされた京都所司代松平紀伊守信庸の覚の内容に面白い記述があります。

- 勅額は下地共に京都で仕上げで進上されるのか
- 中堂の供養は勅會なので参向する公家衆が持参するのか
- 又は勅額だけ先だつて進上されるのか

○もし文字だけが送られてくるとして、関東で額に写し取るのかと進上の方法について朝廷の方針を尋ねています。額の寸法については、「横額ニ被遊、豎六尺五寸程、横壹丈三尺程」と別紙に記しています。

とあるので、東山天皇(1675 ~ 1710)も、この時には入木道未伝授でしたので、靈元上皇(1654 ~ 1732)が参内して、七月十六日に俄に伝授が行われました。佐野恵作氏は

勅額の書法は前にも述べた通りむづかしい傳授があるので、此の年の七月十六日といふに靈元上皇には俄に内裏に行幸遊ばされて、東山天皇に

御額字の御傳授を遊ばされた。

十六日戊子近日残暑如蒸

傳聞今日仙洞御幸内裏、額御傳授之事有之云々、是武州東叡山就御堂造立勅額之事關東被中請、依之自仙洞御額銘令傳給、其文字瑠璃殿云々壬生季連日記一

御揮毫が出来上つて之を假屋に奉安して多くの人々に之を拜覽せしめた。基熙公日記八月二日の條に「今日諸人群參、拜見御額之文字」とある。(『皇室と寺院』)

と記しています。この時の入木道伝授に関しては『壬生季連日記』は「額伝授」、「院番衆日記」、「基量卿記」は「能書方伝授」、「基熙公記」では、「七箇御灌頂」としています。

東園大納言基量(1653 ~ 1710)は『基量卿記』に入木道伝授前の七月七日に次の様な興味深い記事を残しています。

元禄十一年七月七日庚子、雨下、終日有風、已刻參内拜天顔、次一條殿、次女御准后等参賀、次参院、以表使申入處、有御用口候晚來改狩衣給夕餐可申由仰之旨也、則改狩衣申刻参常御所、今度於江戸東叡山造立中堂、中堂之額瑠璃殿云々勅額之事自江戸被所望申上處、主上未御傳授無之、其上未御不堪之間仙洞へ被仰入被遊被進、表向ハ主上仙洞御兩筆分ニ可仰出云々、此子細内々紀伊守へ申聞處、一入大樹可爲御大慶由申上云々、今日此事有御沙汰、御下書被遊、大サ横一丈餘高サ六尺云々、依之文字三尺四寸程ニ被遊かやうの文字無之間、一尺斗文字被其切抜以火光移、共影ニテ大サ被寫留事也、是尤至極之御秘事也、當時諸家能書方傳授之者も無之間連々可有御傳授由仰也、冥加至也、切抜義令細工彼是及子刻退出了、

他にもこの額は、東山天皇と靈元上皇がお二人で書かれた物では無く、靈元上皇の代筆とする記述が見え、上皇が下書きまで書かれていることを考えれば、東山天皇への入木道伝授は「兩筆」とするための俄な工作であったのかもしれない。

佐野恵作氏は額に関する伝授がいかに大切で有るかの例として、能書家として知られた中御門宣胤(1442 ~ 1525)の『宣胤卿記』の記述「凡額事ハ入木道七ヶの大事の内にて、相傳し候ハて書候へば、天罰を蒙り候(永正十四年七月五日の条)」を掲げていますが、こう言つた言い伝えも重く受け止められていたに違いありません。

因みに東山天皇への伝授後の七月二十一日に「自院授賜入木於式部卿幸

仁親王」という記事が『統史愚抄』に見えます。幸仁親王は後西天皇の第二皇子で、後に有栖川宮を継承されます。継嗣の正仁親王が早世した後、霊元上皇の子で有る職仁親王が後を継ぎ有栖川流書道を創始したことは先に紹介したとおりです。

『基量卿記』の記事に戻れば、三尺四寸(約1m)四方の文字をそのまま書くことは出来ないもので、一尺ほどの文字を書いてそれを切り取り、その文字に灯火の光を当てて拡大し、額に写し取ったとしています。これが実際の額に写し取る作業であったのか、東園基量への習練が目的の作業であったかは分かりませんが、額へ写し取る作業がどういう物であったかを伺うことが出来ます。

私なりに理解できた勅額の制作過程を整理してみれば

- ① 能書人による作り字をする
- ② 作り字に墨入れをする
- ③ 能書人により文字を完成させる
- ④ 文字を切り取って額に写し取る
- ⑤ 完成した額に裏書きをする

天皇が墨入れをするだけなのか、或いは作り字の前に染筆をすることが有るのか、額に写し取った後に文字に手を加えられる事が有ったのか、残念ながら判然としません。

佐野氏の言葉で、完成した勅額が関東へ運ばれていく姿を追ってみましょう。

同月十九日一旦勅額を院の御所から禁裏に奉進して、關東に進発となつた。其の時の大がかりなことは同日記に見えてゐるが二條城々番組頭一人、平番一人相添ひ人夫二百人が之に當つたとある。而も勅額の重さ實に五百貫で豎八間横三丈五尺(現在同寺にあるものは豎五尺横十尺)といふのである。

こんな譯で京都を八月十九日に出發し、その翌二十日には近江の勢田小橋の畔で人夫九人押し倒されて湖中に顛落、死者七人を出したとあるから其の運搬のなみ／＼ならぬことが十分に想像出来る。

此の勅額は十七日目で九月六日に江戸の寛永寺に到達したのである。此の平日、即ち九月五日に勅額が品川へさしかゝるや、これを拜觀せんものと近在の老若男女が争うて道にふさがつて、其の混雑は名狀すべからざるものがあつた。

(『皇室と寺院』)

この大がかりな勅額が江戸に到着した九月六日の昼前に、京橋南鍋町から出火した火事により、大名屋敷や町人地を焼き尽くしてしまします。火の手は寛永寺にも及び厳有院廟や諸堂も消失しましたが、落慶法要の行われたばかりの根本中堂はなんとか火の手を免れました。世に「勅額火事」といわれる所以です。

佐野恵作氏は、執筆当時旧宮内省の職員で有った為か、東山御文庫に残されていた勅額やその下書きについても列記されており、「これによって社寺に下賜された事情もわかり、勅額を調べるものにとつては誠に貴重な文献である。」と書かれています。

佐野氏の調査は昭和十四年の時点の記録なので、戦災を経てどのような状態になつていのか知りたいものです。

「勅額」に関しては、『基熙公記』には、日光東照宮の勅額下賜の際に、額を彫る細工人の事で徳川秀忠か難色を示した話や、額の飾りについての記述も有りますが、何れにしても佐野恵作氏以上に纏まった論考は無いようです。今後額の修復の記録が出されれば、工芸的な観点から額の製作過程が分かってくる物と思われれます。



寛永寺「瑠璃殿」勅額



日光「大猷院」勅額



増上寺「台徳院」勅額

5. 幻の勅額門

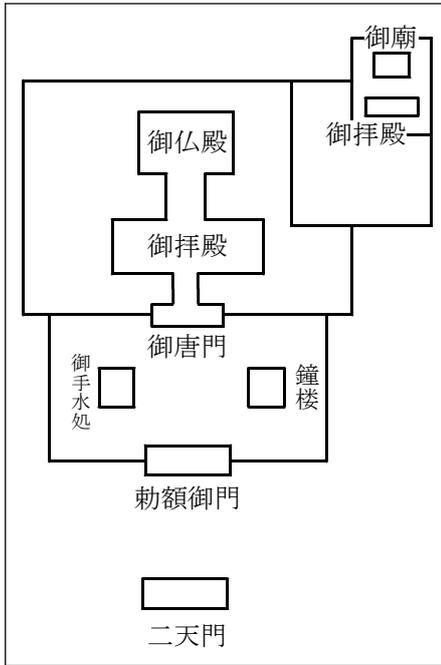
最後に下賜されなかった有徳院と惇信院の勅額について考えてみたいと思います。幕府は仏殿への勅額の下賜を願っていますが、具体的にはどんな構造を考えていたのでしょうか？

徳川將軍家靈廟は図に示した様に、二天門―勅額門―拝殿―奥院（拝殿・御廟）というのが基本的な構造です。広橋兼胤は勅使として宝暦十二年の三月に江戸に下向していますが、その際に増上寺の惇信院廟を参詣した記録があります。この時には「御靈屋未造了、方丈ニ假殿也」という状態でしたが、方丈門に入りそこで下乗しています。

此門假擬二天門、此内有塀重門、是擬 勅額門、仍入、方丈門と塀重門之間ニテ下乗、至佛殿
 （『広橋兼胤公武御用日記』）

武家傳奏として「勅額下賜」に関しての幕府の奏請を扱ってきた広橋兼胤にとっても、徳川將軍家靈廟の構造は、この様に捉えられていましたし、勅額門の前が下乗位置で有るのは当然の心得でした。

従って拝殿に複数の將軍が合祀されても、勅額門が一つで有れば構造を変える必要は有りませんが、勅額門をもう一つ作るので有れば、既存の勅額門



の大規模な改修が必要となっていたのかもしれない。従って今は、どの様な形で「幻の勅額門」が作られたのか、歴史のifを楽しみながら考えて頂くしか有りません。

との配置を考えなくてはなりません。勅額門は下乗の基準にもなっていますから、中途半端な変更は出来なはずです。

今となつては、「勅額」が下賜された場合に幕府がどの様な靈廟の構造を考えていたのかを窺い知ることは出来ません。「勅額」が下賜されれば、靈廟域

この論考の中では有徳院、惇信院の諡号の出典や、入木道伝授、勅額など、私にも余りよく分からない部分を少し頑張つて調べてみました。力足らずでしたが、余り表に出ない歴史の断片を一緒にお楽しみ頂けたらと思います。

6. 後日談

(2023.6.5)

ホームページへの掲載を終えて改めて東大史料編纂所のデータベースで「勅額」に関する記事を調べてみましたら、後日談ともいえる面白い記事に出会いました。『光格天皇実録』の記録で、武家傳奏を務めた山科忠言(1762～1833)の「山科忠言卿傳奏記」からの引用です。

文化十四年二月十三日丁亥晴、

一、勅額宸翰御文字平松前垂相被渡御額 向ニ有之旨被申候、賄頭ハ命於武家對談之間兩人點檢加封并宸翰管加封

賄頭江相渡、御額四管、都合八管仕立大略如左

宸翰四管、

勅額桐管 指眞鍮錠アリ、浅黄羽二重袂紗包コミ物等アリ、

外管椶

宸翰唐桑軸卷紫羽二重袂紗包島桐箱銀滅金菊

座鐙八ツ打白紐總有外管桐□黒錠前□ヤラウブタ上管アリ、

明日雜掌江可渡命了、十四日賄頭ヨリ兩家雜掌招寄各

相渡雜掌一覽之上直令預置候、

『光格天皇御実紀』の綱文には「十五日、有徳院、惇信院、浚明院、孝恭院ノ佛殿ノ勅額ヲ賜ハルベク、勅額使ヲ大久保加賀守忠眞ニ遣サル」と有りますので、「御額」、「宸翰」それぞれ四管が有徳院、惇信院、浚明院、孝恭院(徳川家基)の御仏殿のもので有ったことが分かります。『史料稿本』の同年八月十日の記録は橋本実久卿(1790～1857)の「實久卿記」からの引用です。

八月十日辛巳晴

今日關東使横瀬侍從源貞征、高家、小田原侍從忠貞朝臣、所司代、誘引參院也、予為詰参処也、先達關東江勅筆額四枚被下候御礼也、惇慎院、有徳院、

孝恭院、俊明院等(割注、文字ママ)、靈屋額也、未下剋斗於弘御所御對面、賜御盃、予候東廟、今日從關東進獻白銀千枚、卷絹五十枚、蠟燭千挺云々、予今呢近面會如例(割注) 事了申剋退出、

〔廻狀留〕

三月晦日

横瀬駿河守

代前田信濃守

御 勅額之為御禮京都江 御使可被之旨於芙蓉之間御老中列座伊豆守殿被仰渡之、

この勅額下賜に対する『徳川御実紀』の記録は

○(二月)廿六日 勅額京地より到着す。大番與頭番士添て下る。

文化十四年の前後を通じて、勅額に関する記事はこの記述のみです。

孝恭院(家基)が亡くなったのが安永八年二月、俊明院(家治)が亡くなったのは天明六年八月の事です。ついでに入木道の伝授関連の日付をあげれば

○寛政八年四月二十七日万里小路政房より能書方伝授

○享和三年三月十九日有栖川宮織仁親王より入木道伝授

となり文化十四年より十年も前に勅額下賜の条件は整っています。一つだけ契機が有るとすれば光格天皇が三月二十二日に仁孝天皇に譲位しているという点です。

それにしてもこの勅額下賜に関しての幕府の素っ気ない対応をどう考えれば良いでしょうか？勅額が掲げられたという記録も無ければ、寛永寺、増上寺に下された記録も有りません。『宸翰栄華』にも記録が無く忽然と消え去ってしまったという印象です。勿論私が見ることの出来る記録は限られていますので、公家や幕府の記録を丹念に辿っていけば経過と行き着いた先が分かるかもしれません。何れにせよ、文化十四年に光格天皇により幕府に勅額が下賜されたことにより、有徳院(吉宗)薨去以降幕府と朝廷の間に有った勅額下賜の問題は一応の決着を見たこととなります。ただし勅額の大きさもよく分かりませんので、勅額門はやっぱり幻のままに終わってしまったこととなります。

(2023.7.3)